

よくあるご質問

FAQ

Q 誰がお手伝いしてくれるの？

A 東海村社会福祉協議会の職員が必要に応じて訪問し
お手伝いします。

Q いつでも解約できますか？

A はい。希望を確認して解約できます。

Q できないことは何ですか？

A 入院・入所の際の契約行為や身元保証人になることは
できません。

Q どれくらいの期間、利用できるのですか？

A 原則、入院・入所や居所を確保するまでの一時的な利用
を想定しています。

Q 利用料が免除される要件は何ですか？

A 生活保護を受給している方、債務があり利用料の支払い
が困難な方、支出過多で支払いが困難な方が免除の対象
になります（審査があります）。

社会福祉法人東海村社会福祉協議会
生活支援課 生活支援ネットワーク係

〒319-1112 茨城県那珂郡東海村村松2005
東海村総合福祉センター「絆」内

TEL：029-283-0205

受付時間：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8：30～17：15

LINEで相談の
予約ができます



金銭管理・生活支援サービス あんしんめいと

あなたの暮らしを守る
お手伝いができます

社会福祉法人 東海村社会福祉協議会

あなたの生活の不安や 心配ごとをサポートします

Supporting you with your worries and concerns

頼れる親族が
いない

体が不自由で
金融機関に
行けない…

様々な支払いが自分
ではできない

福祉サービスを
利用する相談を
したい

この事業は、東海村社会福祉協議会と本人が財産管理委任契約を結び、身寄りがいない等の理由で本人が単独では難しい金銭管理や福祉サービスの利用支援を行う事業です。

支援内容

Business details

1. 日常的金銭管理サービス

年金や手当の受領確認
日常的な生活費に要する預貯金の払出し
医療費／公共料金／家賃・地代／税金等の支払い

2. 書類等の預かりサービス

普通預金通帳・定期預金通帳・保険証書
不動産権利書・不動産契約書・銀行印・実印／登録カード 等

利用できる方

Target audience

1. 東海村に居住実態または住所がある
2. 判断能力を有している
3. 支援可能な親族がいない
4. 身体的状況等によって金銭管理及び書類等の保管を適切に行うことが困難
5. 入院や施設入所等により金銭の入出金や支払い等が困難になると見込まれる

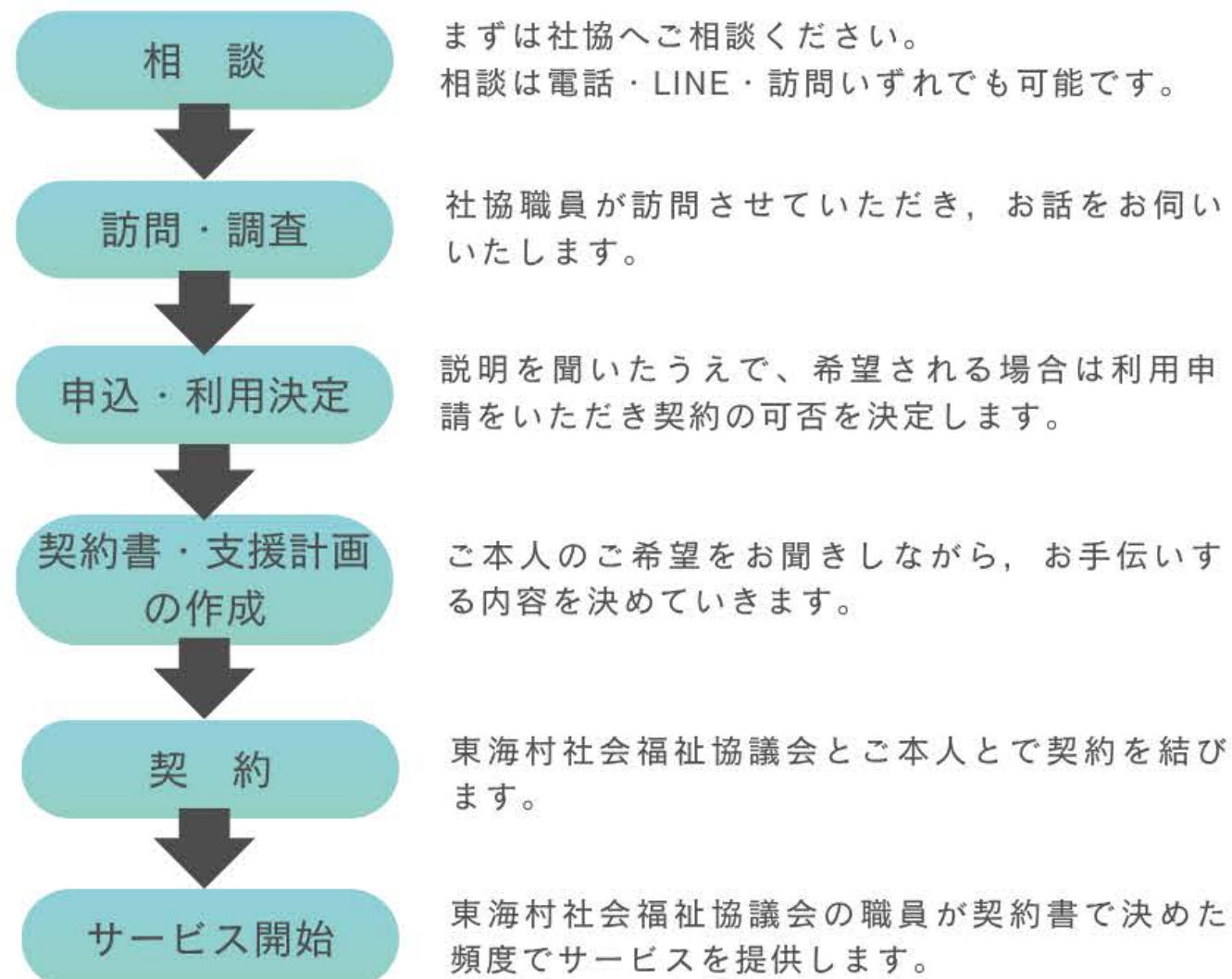
※4と5はいずれか該当で利用可

利用料 Usage fee

生活に関わる一般及び福祉サービスの利用に係る相談・支援	無料
日常的金銭管理サービス	1時間1,500円
書類等の預かりサービス ※預かりを開始する際には、預かり物品の受取人（法定相続人等）をあらかじめ指定していただきます	月500円

※生活保護を受給されている方、債務があるなどして利用料の支払いが困難な方は利用料が免除になります。

契約までの流れ Flow until contract



※村外へ転出した場合や任意後見人・成年後見人が選出された場合は、契約は終了します。